

芦屋大学論叢 第84号  
(令和7年7月30日)抜刷

《展望》

## 体育科教育におけるインクルーシブ教育の課題と展望

－障害者スポーツと男女共同参画の視点から－

武 田 光 平



## 《展 望》

### 体育科教育におけるインクルーシブ教育の課題と展望

#### －障害者スポーツと男女共同参画の視点から－

武 田 光 平

芦屋大学臨床教育学部

#### 1. はじめに

インクルーシブ教育の国際的な動向として、国際連合の「持続可能な開発目標（以下、SDGs）」が挙げられる。SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」では、すべての人が公平で包摂的な教育を受けられることが求められている。特に、障害を持つ人々やジェンダーの平等が重要視されている<sup>1)</sup>。また、国際連合教育科学文化機関の「持続可能な開発のための教育」では、障害者やマイノリティの子どもたちが通常の学校教育に参加できるよう促進する政策が打ち出されている<sup>2)</sup>。

次に法的枠組みとしては、障害者権利条約が2006年に国連で採択され、日本もこれを批准している。この条約では、「障害のある者が他の者と平等に初等・中等教育を受ける権利」が明記されている<sup>3)</sup>。加えて、男女共同参画社会基本法では教育分野における男女平等の実現が求められており<sup>4)</sup>、学校教育においてもジェンダーの偏りを是正する必要がある。

さらに、日本国内の政策や教育指針として、文部科学省は2012年の報告書「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の在り方」で、すべての児童が同じ場で学ぶことの重要性を強調している<sup>5)</sup>。また、近年の学習指導要領では、特別支援教育の充実や男女共同参画を反映した教育課程の改善が進められている<sup>6)</sup>。一方で、文部科学省<sup>7)</sup>の調査によれば、特別支援学校への在籍者数は年々増加しており、それと同時に、通常学級に在籍する支援を必要とする児童・生徒の数も増加していると報告されている。このような現状は、インクルーシブ教育の実現に向けて、通常学級・特別支援学校の双方における受け入れ体制の強化と多様なニーズへの対応が不可欠であることを示している。このため、障害のある児童・生徒の受け入れが依然として十分に進まないという課題は、特別支援学校への在籍者数の増加のみならず、通常学級における支援体制の整備の遅れなど、複数の要因が複雑に関係していると考えられる。また、一部の学校では依然として「男子は武道、女子はダンス」といった固定的な種目分けが残っており、ジェンダー平等の観点から課題とされている<sup>8)</sup>。

これらの根拠を踏まえ、インクルーシブ教育の推進は国際的・国内的に不可避な課題となっており、体育科教育も例外ではない。すべての児童・生徒が公平に体育に参加し、個々の能力や特性に応じた学習環境を提供することが求められている。特に、障害を持つ児童・生徒の体育への参加や、男女共同参画の観点からの体育授業のあり方が重要な課題として浮き彫りになっている。そのうえで、国際的なスポーツイベントやパラリンピックの影響により、障害者スポーツの普及や、性別を問わず誰もがスポーツを楽しめる環境の整備が求められている。こうした状況を踏まえ、体育科教育におけるインクルーシブな学習環境の構築が重要な研究テーマとなっている。

澤江<sup>9)</sup>は、インクルーシブ教育の一環として、障害のある児童生徒と健常児が共に学ぶ体育授業の可能性と課題を現場教員の実践を通じて明らかにし、指導体制の整備や制度的支援の必要性を指摘している。ま

た、都築ら<sup>10)</sup>は、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、教員養成の観点から必要な資質や専門性、養成課程における課題を明らかにし、制度的・研修的整備の必要性を指摘している。さらに、小川ら<sup>11)</sup>は、インクルーシブ教育の観点から、特別支援教育におけるオンライン教育の可能性を検討し、米国の制度を参照しつつ日本における活用の課題と展望を明らかにしている。このように多くの体育科教育におけるインクルーシブ教育に関する研究では、障害の有無に着目した報告が多く散見される。

上記のような先行研究が制度的支援や教員養成の重要性を指摘していることを踏まえつつ、本研究ではその成果を土台としながら、特に障害者スポーツと男女共同参画の視点に焦点を当てて、体育科教育におけるインクルーシブ教育の現状と課題を考察する。具体的には、(1) 障害を持つ児童・生徒が体育授業に参加する際の課題、(2) 体育授業における男女共同参画の取り組みとその課題、(3) インクルーシブ体育を実現する為の具体的な方策について検討する。

本研究の新規性は、これまで主に実践的または技術的側面から論じられてきた体育科におけるインクルーシブ教育について、障害者スポーツと男女共同参画という二つの視点を統合し、教育理念の観点から概念的に整理・分析した点にある。また、インクルーシブ教育の多様な実践が進む中で、ICTやVRの活用、地域連携、教員研修の在り方など、現代的な課題に対応する包括的視点を示した点も、本研究の独自性として位置づけられる。これにより、すべての児童・生徒が公平に体育を学び、楽しむことができる教育環境の整備に貢献することを目指す。

## 2. 体育科教育におけるインクルーシブ教育の概念

インクルーシブ教育とは、すべての児童・生徒が個々の特性に応じた適切な教育を受けられることを目指す教育理念である。体育科教育においても、障害の有無や性別に関わらず、すべての生徒が公平に運動に参加できる環境を整備することが求められている。このような教育のアプローチには、いくつかの主要な要素が含まれている。

まず、多様性の尊重が重要である。障害を持つ児童や異なる背景を持つ児童が、それぞれの能力や特性に応じた支援を受けることが求められ、すべての児童が参加できるよう活動内容や方法を工夫する必要がある。小野里<sup>12)</sup>は、インクルーシブ教育において、多様性の尊重は不可欠であり、障害を持つ児童や異なる背景を持つ児童が、それぞれの能力や特性に応じた支援を受けることが求められると指摘している。この為、教育現場ではユニバーサルデザインを取り入れた授業や学級経営が推進されており、学級経営においては個々の違いを認識し、信頼関係の構築や公平性の確保を通じて、多様性を受容する環境が重視されている。また、日本の教育に根付いた『みんな同じ』という価値観がインクルーシブ教育の障壁となる可能性が指摘されており、教育者自身が変化し、共生社会の理念に基づいた合理的配慮を実践することが重要であるとしている。

次に、公平なアクセスである。体育施設や用具がすべての児童に利用可能であることを確保し、カリキュラムを見直して多様なニーズに対応できるように改善することが必要である。文部科学省<sup>5)</sup>は、インクルーシブ教育の推進において、合理的配慮と基礎的環境整備の重要性を強調している。特に、障害のある児童が十分な教育を受けられるように、施設の整備や教材・カリキュラムの見直しが求められている。また、国内外ではインクルーシブ体育の導入が進められており、特に北欧諸国ではすべての生徒と一緒に学ぶことを基本とした教育システムが構築されている<sup>13)</sup>。さらに、社会的な包摂も重要な要素である。西永<sup>14)</sup>は、インクルージョンとは、けっして障害がある子どもと障害がない子どもをインクルードしていくことを目指して

いるわけではない。インクルードしていくべきものは、教育システムの方であり、従来の特殊教育と通常教育の一体化に向けて、その境をなくしていくことが目指されるのであるとしている。このように、インクルーシブ教育は、すべての児童が共に学び、相互に理解し協力する環境を構築することを目的としており、社会的包摂の重要な要素となる。また、「すべての児童が尊重され、受け入れられる環境を作り出す」ことが求められるという考え方は、教育システムそのものの変革を通じて実現されるべきである。

また、ジェンダー平等の推進も欠かせない。体育授業において男女が平等に参加できるよう、活動内容や指導法に配慮し、性別に基づく固定的な役割分担を見直すことが重要である。加藤らは<sup>15)</sup>、体育授業におけるジェンダー平等の実現には、男女が共に参加できる活動内容や指導法の工夫が求められ、コーフボールの導入を通じて、性別に基づく固定的な役割分担を見直し、男女の公平な参加を促進することが可能であることを示した。一方で、体育への苦手意識が、男女差として表れていることは男女が共にスポーツ固有の価値を学ぶことのできる体育授業の実現を目指す上で、解消せねばならない要因の一つとして指摘している。

最後に、評価とフィードバックの柔軟な方法が求められる。児童の成長や達成度を多角的に評価し、個々の進歩を認識することが必要であり、教育実践を定期的に見直し、改善策を講じることが重要である。

このように、インクルーシブ教育とは、すべての児童・生徒が個々の特性に応じて適切な教育を受けられることを目指す理念であり、体育科教育においてもこの考え方は重要である。障害の有無や性別に関係なく、すべての児童が公平に運動に参加できるよう、活動内容や指導方法を工夫し、ユニバーサルデザインの考えを取り入れる必要がある。また、体育施設や用具の整備、カリキュラムの見直しにより、多様なニーズに対応することも求められる。教育システムそのものが、すべての児童を受け入れる柔軟な仕組みへと変わることがインクルーシブ教育の本質である。さらに、性別に基づく固定観念を見直し、男女が平等に参加できる体育授業の実現も重要な課題である。インクルーシブ教育は、体育を通して児童の身体的な成長だけでなく、社会性や協調性を育む為にも不可欠な考え方であり、公平で多様性を尊重する教育環境づくりが求められている。

### 3. 体育科教育における障害者スポーツの現状と課題

障害を持つ児童・生徒が体育授業に参加する際、多くの課題が存在する。まず、学校の体育施設がバリアフリー化されていないことが大きな障壁となっている。例えば、車椅子の使用が困難であったり、移動が難しい場所に運動器具が配置されていたりする為、障害を持つ生徒が安全かつ快適に授業に参加することが難しい状況にある。また、適切な用具が整備されていないことも問題であり、特に障害者スポーツに特化した器具や設備が不足している為、十分な運動体験を提供できないことが多い。文部科学省<sup>16)</sup>の報告でも、障害のある児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送る為の施設整備の必要性が強調されている。

加えて、教師の指導力不足も大きな課題である。障害を持つ生徒に適した運動プログラムを提供できる指導者が限られており、特別支援教育に対する知識や経験が不足していることが、障害を持つ生徒の体育授業への参加を妨げている。実際、内田ら<sup>17)</sup>の障害者スポーツ指導者に対する調査では、指導経験が短い者ほど「経験不足」や「指導内容や方法」に強い不安を抱えており、知識や技術の不足が障害者スポーツ指導への障壁となっていることが明らかとなった。また、多くの指導者が「指導・支援の実践力を高める研修会」や「各種専門知識の講習会」を必要としていると回答しており、教師自身が障害者スポーツやインクルーシブ体育についての理解を深める為には、相応の研修やサポート体制が不可欠であるといえる。

また、障害者スポーツに対する理解や関心が十分でない為、一般の生徒や保護者の協力が得られにくい状況もある。この為、障害を持つ生徒が体育に参加する際には、心理的な障壁が存在することが多い。実際に、障害者スポーツの観戦においても、一般の観客は著しく少なく、国民の多くが障害者や障害者スポーツと関わる機会を持っていないという現状が指摘されている<sup>18)</sup>。また、徳田ら<sup>19)</sup>は、障害者との関わりにおいて、健常者側のバリアが問題になるとの報告もあり、障害理解を深めるには、体験を通じた交流や教育的アプローチが不可欠であるとしている。

ユニバーサルスポーツやインクルーシブ体育といった手法を活用することで、障害を持つ生徒も含めた体育が実現可能となるが、これらの取り組みを全国的に普及させるには、教育制度の改革や教師への研修強化が必要である。実際に、スポーツ庁<sup>20)</sup>は「障害児が障害者スポーツを知る上で、学校教員の役割は非常に大きい」とし、現職教員に対して障害者スポーツに関する知識や理解を促す研修の実施が期待されていると指摘している。具体的には、障害を持つ生徒が参加しやすいカリキュラムを作成し、教師がそれを効果的に指導できるようにすることが求められる。笹川スポーツ財団<sup>21)</sup>も、特別支援学校を拠点として地域の障害者スポーツ用具整備や教員研修、外部指導者による授業の実施を通じ、障害の有無にかかわらず参加可能なプログラムの提供が重要であると提言している。また、地域ごとの資源の偏りや、障害者スポーツに対する資金援助の不足も課題となっている。特に地方の学校では、障害特性に応じた用具やアクセス環境、介助者の確保などにかかる費用面の負担が大きく、支援体制の整備が不可欠である<sup>20)</sup>。

このように、障害を持つ児童・生徒が体育授業に参加する際には、学校施設のバリアフリー化の遅れや、障害に対応した用具の不足といった物理的な障壁に加え、指導者の専門的知識や経験の不足といった人的課題も多く存在している。さらに、障害者スポーツに対する理解が一般に十分ではないことから、周囲の協力や支援が得られにくく、心理的な壁も生じているのが現状である。

これらの課題を乗り越える為には、ユニバーサルスポーツやインクルーシブ体育の活用とともに、教育制度の見直し、教員への研修機会の提供、そして地域社会や家庭との連携による包括的な支援体制の構築が求められる。障害者スポーツに対する啓発活動を通じて、すべての生徒が互いを理解し支え合える環境を育むことが重要である。最終的には、障害の有無に関わらず、誰もが安心して体育に参加できる環境を整え、教育現場において真のインクルーシブな体育の実現を目指すことが求められる。

#### 4. 体育科教育における男女共同参画の現状と課題

体育授業における男女共同参画の実現は、重要な課題の一つである。従来、日本の体育授業では男子と女子が異なる運動プログラムを受けることが一般的であり、このような性別による教育の分断は、運動能力に関する固定観念の形成やジェンダーバイアスの助長につながる可能性がある。実際に井谷ら<sup>22)</sup>は、体育におけるジェンダー体制について検討し、運動パフォーマンスを通じて男女の身体的な違いが「生得的なもの」として可視化され、女子生徒が競争的な運動場面から距離を置く姿勢を見せることが多いと指摘している。こうした体育授業の構成は、男子にとっては「がんばり」や「勝利」への動機付けとなる一方、女子には自己認識や将来のキャリア選択に対する消極的な態度を促す要因にもなり得る。男女共習の導入により、すべての生徒が同じ運動を学ぶことができるようになれば、性別による役割分担の意識を変えるきっかけとなる。従来の体育授業では、性別によって運動種目や役割が分けられることが多く、それがジェンダーに基づく固定観念を強化してきた。しかし、男女が共に活動する機会を増やすことで、互いの身体的特徴や得意

分野を理解し合い、相互の尊重や協力関係を育むことができるようになる。山西<sup>23)</sup>も、男女共習の実施は、協力的な関係性やコミュニケーション能力を育てる場となり、性別による役割分担の意識に変化をもたらす可能性がある」と指摘しており、共習の場はジェンダー平等の実現に向けた重要な教育的アプローチの一つであると言える。

しかし、その為には、男女の体力差や運動能力の違いを考慮した指導法の工夫が求められる。具体的には、個々の生徒の能力に応じた柔軟なプログラムの設計が必要である。たとえば、同じ競技を行うにしても、ペースやルールを調整することで、すべての生徒が楽しめるように配慮することが重要である。また、協力や競争を通じて相互理解を深める活動も効果的である。例えば、男女混合のリレーやチーム対抗戦などを通じて、互いの能力を引き出し合うことができる。浅井<sup>24)</sup>は、ルールに工夫を加えた球技の授業実践を通じて、男女共習の教育的効果及び課題を抽出し、すべての生徒が楽しめるように配慮することの重要性を指摘している。

さらに、体育授業における男女共同参画を進める為には、教師自身の意識改革も不可欠である。教師が性別に関する固定観念を持たず、すべての生徒に対して平等に接する姿勢を示すことが重要であり、教育現場におけるジェンダー平等の実現には、指導者自身の内面の変容が求められる。三上<sup>25)</sup>は、体育教師志望者のジェンダー観が、指導者の言動や経験を通して形成されることを示しており、教師の無意識的な態度が生徒の性別役割意識に影響を及ぼす可能性を指摘している。また、Carroll & Ogawa<sup>26)</sup>は、保健体育の教科書が性別二元論的な価値観を強化することに警鐘を鳴らしており、教師がその内容を批判的に捉え、適切な教材選択と指導を行う責任があることを論じている。こうした先行研究からも、教師自身が男女共同参画の意義を十分に理解し、それを授業実践に反映させていくことが、生徒の多様な学びと成長を支えるうえで極めて重要であるといえる。

前述の通り、従来の体育授業では、男女で運動内容や役割が分けられており、性別に基づく固定観念やジェンダーバイアスを助長してきた。男女共習の導入は、こうした偏見を是正し、相互理解や協力関係を育む契機となる。体力差に配慮した柔軟な指導や、教師自身のジェンダー意識の見直しも不可欠である。教科書の内容を批判的に捉え、すべての生徒に平等な機会を提供する姿勢が求められている。このような取り組みを通じて、体育授業が真に男女共同参画の場となり、すべての生徒が平等に運動を楽しむことができる環境を整えることが求められており、最終的には、体育教育を通じて育まれた協力や尊重の精神が、将来の社会においても重要な価値観として根付くことが期待される。

## 5. インクルーシブ体育の現状と今後の展望

これまでに述べたように、インクルーシブ体育の現状を見ると、教育現場では理解と実践が徐々に進んでいるものの、依然として障害のある児童・生徒に対する十分な配慮の欠如や、体育施設のバリアフリー化の遅れが大きな課題となっている。また、ジェンダーに配慮した体育授業の実施についても学校間で大きな差があり、制度的な整備が急務である。

一方で、ICTを活用した新しいアプローチが注目されている。特に、VR技術を用いた運動指導やオンラインでのフィットネスプログラムは、障害のある生徒に対して個別のニーズに応じた運動体験を提供する可能性を秘めている。VRを通じて身体的制約を超えた運動体験を可能にし、楽しみながら運動能力を高めることが期待されている。実際に、VRを活用した体育指導では、現実には体験が難しい運動状況を仮想的に再現することで、運動感覚の向上や技能の習得に寄与することが示されている<sup>27)</sup>。また、スポーツ庁<sup>28)</sup>の

調査報告においても、VRを活用した運動トレーニングが個々の能力や状況に応じた指導を可能にし、ICTを活用した包摂的な体育の可能性を広げていることが報告されている。

また、特別支援学校と一般校の連携による共生型授業の実施や、インクルーシブ体育プログラムの開発なども進められており、これにより障害を持つ児童・生徒の参加意欲や達成感の向上が報告されている。実際に、特別支援学校での実践においては、「地域社会と協働して活動する場面で力を発揮した、経験は、学校内での活動同様に児童生徒の達成感や役立ち感につながる。これを繰り返すことで児童生徒はさらに意欲的に取り組めるようになり、任された役割に責任を持って取り組むようになる」とされており<sup>29)</sup>、共生的な教育環境が生徒の内発的動機づけを高めていることが示唆されている。

さらに、地域イベントの開催を通じて一般生徒や保護者の理解を促進する取り組みも見られ、障害者スポーツへの関心も高まりつつある。日本障がい者スポーツ協会<sup>30)</sup>も、障害者スポーツへの理解促進、参加意欲の喚起により、障害者スポーツの普及拡大、競技人口の拡大に努める必要があると指摘しており、地域と学校の連携による継続的な支援体制の構築が重要であるとされている。

このようにICTやVR技術の導入、共生型授業の推進、インクルーシブ体育プログラムの整備、さらには地域社会との連携といった多様な実践が進行している。これらの取り組みは、障害の有無や性別にかかわらず、すべての児童・生徒が主体的に体育に参加できる環境づくりを後押ししている。一方で、制度整備の遅れや教員の専門性不足、物理的な施設の課題など、今なお解決すべき問題も多く存在する。今後の展望としては、(1) 教師の専門的な研修の充実、(2) 体育施設および教材のユニバーサルデザイン化、(3) 教育政策におけるインクルーシブ体育の位置づけの明確化、(4) 地域社会やスポーツ団体との連携強化による継続的な支援体制の構築が不可欠である。すべての児童・生徒が体育を通じて成長し、互いを尊重し合いながら楽しむことができる環境づくりこそが、これからの教育の目指すべき姿である。

## 6. まとめと今後の課題

本研究では、体育科教育におけるインクルーシブ教育の現状と課題について考察し、特に障害者スポーツと男女共同参画の視点からその可能性を探った。障害を持つ児童・生徒が公平に体育授業へ参加できる環境の整備や、ジェンダーバイアスを排除した指導の必要性が明らかとなった。インクルーシブ教育は、すべての児童・生徒が個々の特性に応じた教育を受けることを目指す理念であり、特に体育科教育においては、障害の有無や性別にかかわらず、誰もが等しく運動に参加できる環境の整備が必要とされる。その為には、多様性の尊重や公平なアクセス、教育内容の柔軟な設計が不可欠である。

今後の課題としては、(1) 教師の専門的な研修の充実、(2) 体育施設や教材のユニバーサルデザイン化、(3) 教育政策におけるインクルーシブ体育の位置づけの明確化、(4) 地域や家庭との継続的な連携体制の構築が挙げられる。特に、障害者スポーツや男女共同参画に関する具体的な指導指針の整備が強く求められている。これらの取り組みにより、すべての児童・生徒が体育を通じて成長し、互いを尊重し合いながら楽しめる教育環境の実現が求められる。インクルーシブ体育は、多様性と包摂性を重んじる社会の構築に貢献すると期待される。なお、本稿では障害者スポーツと男女共同参画の視点に絞って体育科教育におけるインクルーシブ教育を考察したが、その他にも多文化共生、性的マイノリティ、社会経済的背景など、多様な視点からのアプローチが存在すると推察される。これらの視点に基づく課題や取り組みについては、別稿にて詳細に検討し、包括的なインクルーシブ教育の推進に寄与することを目指す。

## 引用文献

- 1) 外務省 (2015) 我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ。  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402\\_2.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402_2.pdf)(参照日 2025/3/31)。
- 2) 文部科学省 (2021) 持続可能な開発のための教育 (ESD) 推進の手引。  
[https://www.mext.go.jp/content/20210528-mxt\\_koktou\\_01-100014715\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210528-mxt_koktou_01-100014715_1.pdf) (参照日 2025/3/31)
- 3) 外務省 (2006) 障害者の権利に関する条約 (略称：障害者権利条約)。  
[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index\\_shogaisha.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html) (参照日 2025/3/31)。
- 4) 男女共同参画局 (1999) 男女共同参画社会基本法。  
[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/law/kihon/9906\\_kihonhou.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/9906_kihonhou.html) (参照日 2025/3/31)。
- 5) 文部科学省 (2012) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告)。  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo\\_3/044/attach/1321669.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo_3/044/attach/1321669.htm) (参照日 2025/3/31)。
- 6) 中央教育審議会 (2016) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について (答申)。  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo\\_0/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902\\_0.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo_0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf) (参照日 2025/3/31)。
- 7) 文部科学省 (2019) 「特別支援教育の現状」。  
[https://www.mext.go.jp/content/20210412-mxt\\_tokubetu\\_01-000012615\\_10.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210412-mxt_tokubetu_01-000012615_10.pdf) (参照日 2025/6/4)。
- 8) 中村恭子, 浦井孝夫 (2005) 中学校における体育の種目選択制に関する研究 ―ダンス領域を中心とした現状と問題点―。順天堂大学スポーツ健康科学研究, 9, 52-56。
- 9) 澤江幸則 (2020) インクルーシブ体育の可能性と限界, 体育科教育学研究, 36(2), 33-38。
- 10) 都築繁幸, 大島光代, 山田丈美, 名倉一美, 原郁水, 山下玲香 (2014) インクルーシブ教育システム構築に向けての教員養成の在り方に関する一考察, 障害者教育・福祉学研究, 10, 63-74。
- 11) 小川修史, 野口晃菜 (2021) インクルーシブ教育の観点に基づくオンライン教育の可能性, 教育システム情報学会誌, 38(1), 16-23。
- 12) 小野里美帆 (2019) 特別支援教育における「多様性」の理解と支援：ユニバーサルデザインと「多様性」を理解する教育観を中心に。教育研究所紀要, 28, 17-23。
- 13) 是永かな子 (2017) 北欧を中心としたインクルージョンおよびインクルーシブ教育の現状と課題。教育学研究, 84(3), 299-310。
- 14) 西永堅 (2018) 共生教育としてのインクルーシブ教育。共生科学, 9(9), 82-87。
- 15) 加藤凌, 佐藤善人 (2022) ジェンダー平等の実現を目指す体育授業の在り方に関する一考察：コーフボール践を通しての「体育への苦手意識」の変容に着目して。体育科教育学研究, 38(1), 1-17。
- 16) 文部科学省 (2004) 学校施設のバリアフリー化等に関する調査研究報告書。  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/009/toushin/04031901.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/009/toushin/04031901.htm) (参照日 2025/4/2)。
- 17) 内田若希, 永野典詞 (2009) 障害者スポーツ指導者に必要な資質に関する調査研究。障害者スポーツ科学, 7(1), 61-68。
- 18) 橋本純一 編(2010) スポーツ観戦学 熱狂のステージの構造と意味。世界思想社。
- 19) 塩田琴美, 徳井亜加根 (2017) 障害者スポーツの参加行動と障害理解関連因子の関係性。日本保健科学学会誌, 20(2), 63-74。
- 20) スポーツ庁 (2015) 「参考資料3 地域における障害者スポーツの普及促進について (中間整理)」。  
[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/002\\_index/shiryo/attach/1365144.htm](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/002_index/shiryo/attach/1365144.htm) (参照日 2025/4/10)。
- 21) 笹川スポーツ財団 (2021) 「政策提言 2021：地域における障害者のスポーツ環境充実に向けて」。  
[https://www.ssf.or.jp/thinktank/policy\\_proposal/2021\\_disabled.html](https://www.ssf.or.jp/thinktank/policy_proposal/2021_disabled.html) (参照日 2025/4/10)。
- 22) 井谷恵子, 片田孫朝日, 若林順子 (2006) 体育授業におけるジェンダー体制の生成 ―高等学校の持久走授業を事例に―, スポーツとジェンダー研究, 4, 4-15。
- 23) 山西哲也 (2010)。男女共習体育授業の実現の可能性と問題, 教育学研究ジャーナル, 6, 61-68。

- 24) 浅井雄輔 (2020) 男女共習の教育的効果及び課題の抽出ールールに工夫を加えた球技の授業実践からー, スポーツパフォーマンス研究, 12, 146-163.
- 25) 三上純 (2023) 体育教師の固定的なジェンダー観と運動部活動文化の関連についてー運動部活動経験が体育教師志望に与える影響の分析からー, スポーツ社会学研究, 31(2), 59-75.
- 26) CARROLL, S. M., Ogawa, T. (2024) Gender and sexuality in the Japanese health and physical education curriculum and textbook : An anti-oppressive perspective. The Journal of Engaged Pedagogy 『関係性の教育学』, 23(1), 17-28.
- 27) 大熊誠二, 鈴木直樹 (2020) 小学校体育指導における VR コンテンツ活用の適用可能性に関する検討, 東京学芸大学紀要, 芸術・スポーツ科学系, 72, 127-134.
- 28) スポーツ庁 (2023) 令和4年度 スポーツ産業の成長促進事業「スポーツ×テクノロジー活用推進事業」(するスポーツ) 委託事業成果報告書.  
[https://www.mext.go.jp/sports/content/20230615-spt\\_sposeisy-000030430\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20230615-spt_sposeisy-000030430_01.pdf) (参照日 2025/4/20).
- 29) 落合俊郎, 平岡克也, 飯田英美子 (2020) 地域社会との連携協働の下で創造する特別支援学校における授業の在り方についてー文部科学省指定特別支援教育に関する実践研究充実事業からー, 広島大学大学院教育学研究科附属特別支援教育実践センター研究紀要, 18, 99-109.
- 30) 公益財団法人日本パラスポーツ協会 (2024) 令和5年度障害者スポーツ振興事業「地域におけるパラスポーツの振興事業」報告書.  
[https://www.parasports.or.jp/promotion/pdf/project/report/promotio-report\\_R 5.pdf](https://www.parasports.or.jp/promotion/pdf/project/report/promotio-report_R 5.pdf) (参照日 2025/4/20).